

## 第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が行った行政文書開示決定における対象行政文書の特定は、妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経過

### 1 開示の請求

異議申立人は、平成16年1月5日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、「東広島地域事務所建設局竹原支局の〇〇管理係長が、平成15年5月7日及び平成15年5月12日に行った現地調査（旅行命令番号18）のうち吉名町にかかる資料（調査結果を含む）、さらには、平成15年10月31日に行った吉名町の現地調査に関する全ての記録」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、平成15年5月12日に行った竹原市吉名町に係る現地調査において撮影した道路及び河川等の写真4枚及び同年10月31日に行った同町に係る現地調査において撮影した道路及び側溝等の写真6枚が掲載されたものを対象行政文書（以下「本件対象文書」という。）として特定し、行政文書開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成16年1月21日付けで異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成16年2月12日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による改正前のもの。以下「法」という。）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

請求した文書の開示を求める。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

本件処分による開示結果は、本件請求に係る開示請求書（以下「本件開示請求書」という。）に記述した内容を無視し、断片的で不鮮明な写真と写真の説明字句の端が切れて読み取れない状態の書類を郵送（コピー及び郵送料金は異議申立人が負担）したというものである。

実施機関は、行政文書開示決定通知書であるということのみをもって、法の適用（異議申立て）を認めていない。しかしながら、上記のとおり実施機関は、現地調査に係

る資料としての調査結果を含むことを本件開示請求書に明示しているにも関わらず、自らにとって都合の悪いことは、裁量権を濫用して開示しないという処分を強行したものであり、これは、条例に違反する不適切な処分である。

現地調査をした調査結果が、不鮮明な写真4枚(竹原市吉名町峠地区の市道峠郷線)であると開示した意図は、別件の審査請求に対する弁明において、処分庁側に不利な事実関係をうやむやにするためと考えられる。少なくとも、写真にある地点の測量結果がどうだったのか、具体的な数値等を記録した行政文書があると考えるのが常識であり、平成15年5月12日の現地調査に係る数値及び鮮明な写真のコピー(説明字句の全文を含む)等を速やかに開示するよう強く要求する。

おって、同日の「午後04:00:45」の写真によると、公用車1台が市道峠郷線を進入していると認められるが、当該市道は前方がJR呉線によって通行不能となっており、かつ、当該市道が狭いため転回できない(公用車は市道峠郷線の現地調査のために進入したものであり、宅配等の目的で進入したのではなく、私有地を無断で使用できない)ことから、公用車は後進運転で県道吉名停車場線まで戻ったものと考えられるが、その運転結果(異議申立人は人命危険である旨主張している)についても調査結果として記述されているはずであり、速やかに調査結果の全て(本件開示請求書に明記している。)を開示するよう要求する。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

本件処分により、本件請求の趣旨に合致していると判断される現地調査時の写真を開示している。

当該現地調査は市道の道路状況を確認したものであり、具体的には、道路状況を目視で確認し、現場の写真撮影を行ったものである。現地調査の復命は口頭で行ったものであるため、当該写真を本件請求の対象文書としたものである。

異議申立人は開示した写真にある地点の測量結果の開示を求めているが、道路幅員等の決定は道路管理者である竹原市によるものであることから、改めて広島県が当該市道に対する各種測量を行うことはなく、現地調査時に測量は行っていない。

また、本件対象文書の開示は、広島県情報公開事務等取扱要綱第3の6(4)イの「写しの交付方法」に基づき、当該写真の写しの交付により行った。そして、この写真の他に当該現地調査に係る資料はない。

#### 第5 審査会の判断

##### 1 本件処分の妥当性について

当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書には、平成15年5月12日の日付及び時間が付記された道路及び河川等の写真4枚と、同年10月31日の日付及び時間が付記された道路及び側溝等の写真6枚が4ページにわたって掲載されていた。

異議申立人は、本件処分に対し、本件対象文書以外に対象となる行政文書が存在す

る旨主張しているため、以下、その存否について検討する。

(1) 測量結果の記録について

異議申立人は、平成 15 年 5 月 12 日に実施機関が行った竹原市吉名町に係る現地調査（以下「本件現地調査」という。）で撮影された写真に写っている地点の測量結果の具体的な数値等を記録した行政文書の開示を求めている。

この点について、実施機関は、本件現地調査は市道の道路状況を目視で確認し、現場の写真撮影を行うものであったとし、さらに、竹原市が管理する道路を広島県が測量をすることはないと説明する。

当審査会から実施機関に対して確認したところ、広島県が管理しない道路であっても、例えば県が工事を行う県道の平面図を作成する際に、当該県道と隣接している道路であれば測量を行うことはあるということであった。しかし、本件現地調査の目的は、市道の道路状況を写真で撮影することであったため、測量を行うことはあり得ないとのことであった。

以上の実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点は認められない。

(2) 運転結果の記録について

異議申立人は、平成 15 年 5 月 12 日の写真に写っている公用車の運転結果が調査結果として記録されているはずであると主張する。

当審査会において本件対象文書を見分したところ、「2003/05/12 午後 04:00:45」と付記された写真に、異議申立人が指摘するように自動車が写っていた。そして、当審査会から実施機関に対して確認したところ、当該自動車は、本件現地調査の時に使用した公用車であるということであった。しかしながら、本件現地調査の目的は、市道の道路状況を写真で撮影することであったため、運転結果を調査結果として残す理由が存在しないとのことであった。

以上の実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点は認められない。

(3) 本件対象文書以外の行政文書の存否について

異議申立人は、本件対象文書は断片的な写真であり、実施機関は、裁量権を濫用して自らにとって都合の悪いことを開示しないと主張しているため、上記（1）及び（2）のほか、本件請求の対象となる行政文書の存否について検討する。

当審査会から実施機関に対して対象文書の探索方法について説明を求めたところ、本件請求の対象となる現地調査を行った職員に確認した上で、執務室内の書庫、書架及びパソコン上のファイル等の探索を行い、当該現地調査の当日に使用したカメラのデータを確認することにより行ったということであった。

この説明による実施機関の対象文書の探索方法に、不十分な点は認められない。また、他に対象となり得るものの存在をうかがわせる事情も認められない。

以上のことから、実施機関が、本件対象文書以外に本件請求の対象となる行政文書を保有しているとは認められない。

## 2 異議申立人のその他の主張について

(1) 異議申立人は、本件対象文書について、写真の説明字句の端が切れて読み取れない状態であるとし、説明字句の全文の開示を求めている。

当審査会において本件対象文書を見分したところ、平成15年5月12日の写真には、手書きによる説明が記載されていた。そのうち、「午後03:54:40」の写真には、一段目に「三角で段差」、二段目に「の箇所」と記載され、全体として「三角で段差の箇所」と記載されていた。この説明書きは、括弧書きで始まっているにも関わらず、閉じ括弧が記載されていないことから、異議申立人は上記のとおり主張しているものと考えられる。

そこで、当審査会から実施機関に対して本件対象文書の原本の提出を求め、上記の説明書き部分を見分したところ、「段差」の文字の後に閉じ括弧が記載されていた。そして、当該閉じ括弧以外に、異議申立人に交付された本件対象文書の写しに複写されていない文字はないことを確認した。

条例に基づく開示請求に係る行政文書の開示は、加筆・修正等を行うことなく、あるがままに行う必要がある。しかしながら、開示請求に係る行政文書を写しにより開示する場合、複写機の性能など技術上の問題から、行政文書の内容の一部が欠けるなど、行政文書の原本と同じように写しを作成することが困難な場合がある。このような場合、実施機関においては、行政文書の写しとは別に付記するなどして、内容の一部が欠けていることを開示請求者に伝えるべきである。

(2) 異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過

年月日	処理内容
平成18年9月19日	・ 諮問を受けた。
令和元年10月4日	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
令和元年11月15日	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
令和元年12月9日	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
令和3年4月22日 (令和3年度第1回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和3年5月21日 (令和3年度第2回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第2部会】

石 井 誠一郎	弁護士
西 條 潤	近畿大学准教授
山 田 健 吾 （ 部 会 長 ）	広島修道大学教授